

第 34 回新型コロナウイルス感染症対策本部 安倍内閣総理大臣発言

- 緊急事態宣言の下、国民の皆様には、ゴールデンウィークにおける帰省や外出の自粛のほか、3つの密回避に向けた取組に御協力いただいたことにより、新規感染者数は減少に転じ、我が国は事態の収束に向け、着実に前進してきております。
- 本日の専門家会議においては、緊急事態措置の解除基準として、感染の状況、医療提供体制、監視体制の3つについて、具体的な数値なども含め解除の客観的基準を策定いただきました。こうした基準に照らし、本日、諮問委員会からも御賛同いただき、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く39県について、緊急事態宣言を解除することといたしました。なお、1週間後の21日をめどに専門家の皆様に改めて状況を評価いただき、可能であれば31日の期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えです。残された8つの特定警戒都道府県においては、感染者数は大きく減少しておりますが、気を緩めることなく、これまでと同様、外出の自粛や都道府県をまたいだ移動を控えることを含め、まん延防止に向けた取組を、引き続き住民の皆様にご促していただくようお願いいたします。解除された各県においては、引き続き手洗いやマスクの着用、3密回避などの基本的感染対策を継続するとともに、専門家の皆さんから示された新しい生活様式や業種ごとに作成された感染拡大予防ガイドラインの実践を通じて、社会経済活動と感染拡大防止の両立に向けた取組をしっかりと進めていただきたいと思いますと考えております。
- 多くの地域における緊急事態宣言の解除によって、ここから、コロナの時代の新たな日常を取り戻していく。このため、もう一段の新たな対策が必要である。そう判断いたしました。先般の第1次補正予算を強化するため、直ちに第2次補正予算の編成に着手します。同時に、必要な制度の創設のための法案の準備にも取り掛かります。
- その柱は第一に、休業を余儀なくされている皆さんの暮らしを守るため、雇用調整助成金を抜本的に拡充します。日額上限を1万5,000円まで特例的に引き上げるとともに、雇用されている方が直接申請することができ、お金を受け取れる新たな制度を創設します。
- 第二に、中小・小規模事業者の方々の売上が大幅に減少する中で、固定費として大きな負担となっている家賃をより一層軽減するため、新たな支援制度を創設します。
- 第三に、大学生を始めとする学生の方々がアルバイト収入の激減等により学業を断念するといったことがないように、新たに学生支援のための仕組みを創設します。
- 第四に、ウイルスとの長期戦を戦い抜くことができるよう、医療体制に関する包括支援交付金を全額国費による負担とするとともに、大幅な積み増しを行い、検査体制や重症者治療の充実など、医療の現場が抱える課題の解決に向け強力な支援を実行します。

- 第五に、海外での感染症の動向が十分に見通せない中、中小企業のみならず、中堅・大企業の資金繰りにも十分配慮することとし、日本公庫の特別貸付や日本政策投資銀行による危機対応融資の積み増し、劣後ローン等の資本性資金を活用した財務基盤強化など、金融機能の強化に向けた対応を行います。
- 以上の制度改正のほか、これまでの予算の執行状況等を見極めつつ、必要な支援について検討しますが、今後の長期戦を見据えれば、状況の変化に応じ臨機応変に対応できるようにすることが重要です。こうした観点から、新型コロナウイルス感染症対策予備費も、更に積み増しし、今後の対応に万全を期すこととします。
- 本補正予算については、5月27日を目途に概算決定を行い、その後速やかに国会に提出したいと思っております。このため、財務大臣におかれては、こうした方針の下で第2次補正予算の編成に当たってください。また各位にあっては、目下第1次補正予算に盛り込んだ各種対策の執行を進めていただいているものと承知していますが、各種給付金を1日も早く国民の皆様のお手元に届けられるよう、引き続き全力で対応に当たってください。その上で第2次補正予算の策定にも協力をお願いします。
- 最後に、本日、新たにメキシコ、モルディブ等13か国を入国拒否対象地域に追加する措置を始めとした水際対策の見直しも決定いたしました。
- 今後、感染拡大を予防しながら、新たな日常をつくり上げるチャレンジに国民の皆様と共に踏み出してまいりますので、各位にあっては引き続き対策に全力を尽くしてください。

第13回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月15日

大臣発言

(基本的対処方針の変更)

- 昨日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県を除く、39県について、緊急事態宣言が解除されました。
- しかしながら、国として、5月末までに新型コロナウイルス感染症を収束させる目標に変わりはなく、これからの2週間余りの日々が大変重要であります。どうか、国土交通省全職員が、改めて、気を引き締め、早期収束に向け、やるべきことは全てやりきる覚悟で、よろしくお願いたします。
- 具体の指示に移る前に、まずは、未曾有の新型コロナウイルス感染症の拡大の中、大きな不安とリスクをものともせず、国民のみなさまの命と暮らしを守るため、献身的なご貢献をなされていらっしゃるすべてのエッセンシャルワーカーの皆様に、深甚なる敬意と心からの感謝を申し上げます。
- 各部局におかれましても、国交省所管の公共交通、物流、公共工事などの業務に従事していただいている皆様に対し、最大の敬意と感謝の気持ちを胸に、共に、新型コロナウイルス感染症との戦いに全力で臨んでいただけますよう宜しくお願申し上げます。
- その上で、私から当面の国土交通省の対応について、次の通り指示をいたします。

(外出自粛、広域移動の回避の継続)

- 変更された「基本的対処方針」では、緊急事態措置の対象とならない都道府県においても、自粛要請等の緩和及び解除については、慎重に対応するものとされており、

- また総理からも、緊急事態宣言が解除された地域間であっても、県をまたぐ移動については、少なくとも今月中は可能な限り控え、段階的に日常の暮らしを取り戻して頂くよう、ご発言がございました。

- 今回の基本的対処方針及び総理のご発言を踏まえ、国交省が行ってきた一連の感染防止対策につきましては、引続き、継続することといたします。具体的には、
 - ・ 空港や鉄道駅等における広域的な移動自粛の呼びかけ
 - ・ 高速道路の土日祝日3割引を適用しないこと
 - ・ SA、PAのレストラン等の営業自粛の要請
 - ・ 主要空港へのサーモグラフィーの設置など、都道府県をまたぐ移動の自粛に関する、これまでの取組について、5月末まで継続してください。また、関係各局においては、利用状況について継続的にモニタリングしてください。

(感染症対策の徹底)

- 特定警戒都道府県はもとより、今回緊急事態宣言が解除された地域においても、感染防止対策の重要性は今後も変わりません。

- 今般、事業者及び関係団体において、感染拡大予防ガイドラインが作成され、国交省の所管団体等においても、昨日、36の団体が30のガイドラインを作成・公表したところです。

- 国交省全省員が、各感染拡大予防ガイドラインを確認し、改めて感染防止対策に万全を期すよう、関係業界等に要請してください。

- これまでの対策に加えて、バス・タクシーについては、防菌シ

ートや感染防止仕切り板等の導入を、第一次補正予算で支援するとともに、バスにおける運転席周辺の座席の使用禁止措置の導入やタクシーにおける後部座席への乗車を促すなど、感染対策の一層の徹底と促進を図ってください。

- 緊急事態宣言の解除を受け、今後、公共交通機関の利用者が増えることが予想されますので、需要動向・利用実績等の把握に努め、鉄道やバス事業者が減便・運休を希望する場合は、社会的機能の維持、混雑の回避、職員の感染リスク低減の必要性等を総合的に勘案し、関係各局において、適切に判断してください。
- また、公共交通機関の利用者に対し、「新しい生活様式」に示されているマスクの着用や会話を控えめにすることやテレワーク、時差出勤等への協力について、意識的に呼び掛けるようにしてください。

(水際対策)

- 昨日の政府対策本部において、新たに、メキシコ、モルディブ等13か国を入国拒否対象地域に追加する等の水際対策が決定されました。関係各局におかれましては、引き続き、関係事業者、関係省庁と連携し、水際対策に万全を期してください。

(事業者支援および第二次補正予算)

- 改めて申し上げるまでもなく、新型コロナウイルスの感染拡大の深刻な影響は、所管業界の中小企業のみならず、中堅・大手企業にも甚大な被害が広く及んでいるところであり、緊急事態宣言が解除された地域においても、そうした深刻な状況が続くことが懸念されます。
- 各部局におかれましては、今一度、各業界における事業経営や雇用等の状況について、きめ細かく、前広に把握の上、倒産や廃業に追い込まれる前に、先手先手で万全の対応を行うようにしてください。そのために、全省員が、全ての支援策を十分理解するように努めてください。

- 昨日の政府対策本部において、総理から、第1次補正予算を強化するため、直ちに、追加の対策として、令和2年度第2次補正予算案を編成するよう、指示がございました。
- 関係各局においては、まずは、先月末に成立した第1次補正予算の速やかな執行に万全を期し、その上で、今回の第2次補正予算についても、総理からの指示を踏まえ、予算の執行状況等を見極めつつ、必要な支援について検討をよろしくお願いします。
- 国民の皆様のご協力により、新型コロナウイルス感染症の状況が落ち着き次第、「Go To トラベル事業」等の効果的な施策を間髪入れずに発動できるよう、関係省庁等と連携して、事業の開始に向けた準備を加速化してください。

(ポストコロナ時代への対応)

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、外出自粛等により、宅配の需要が増加したことを受け、タクシー事業者が有償で貨物運送する特例措置を発動したところ、短期間で、約1000社のタクシー会社がこれに取組み、利用者からも大変好評を博しております。その結果、9月30日まで延長いたしましたところです。今後も引き続き、接触を回避する有用な取組みとして、さらなる拡大が期待されます。
- こうした事例のように、感染収束後のいわゆるポストコロナ時代の「新しい生活様式」のニーズの変化を踏まえた、ニュービジネスをどれだけ創出できるかも、私どもに課せられた新たな挑戦であると確信します。「災い転じて福となす」の精神で、規制緩和も含めた対応について、各局において、検討を開始してください。
- このたびの新型コロナウイルス感染症との戦いは、地球規模で、人類が挑まれた新たな挑戦であるとも考えております。

- そうした観点から、5月31日までの一日一日は、大げさなようではありますが、人類史上初の戦いにとって、最も重要な期間であるとの認識のもと、感染防止、さらなる支援策の展開に向け、全員がより一層緊張感をもって最大限努力していただきますよう、強くお願いを申し上げます。

- 私からは以上です。